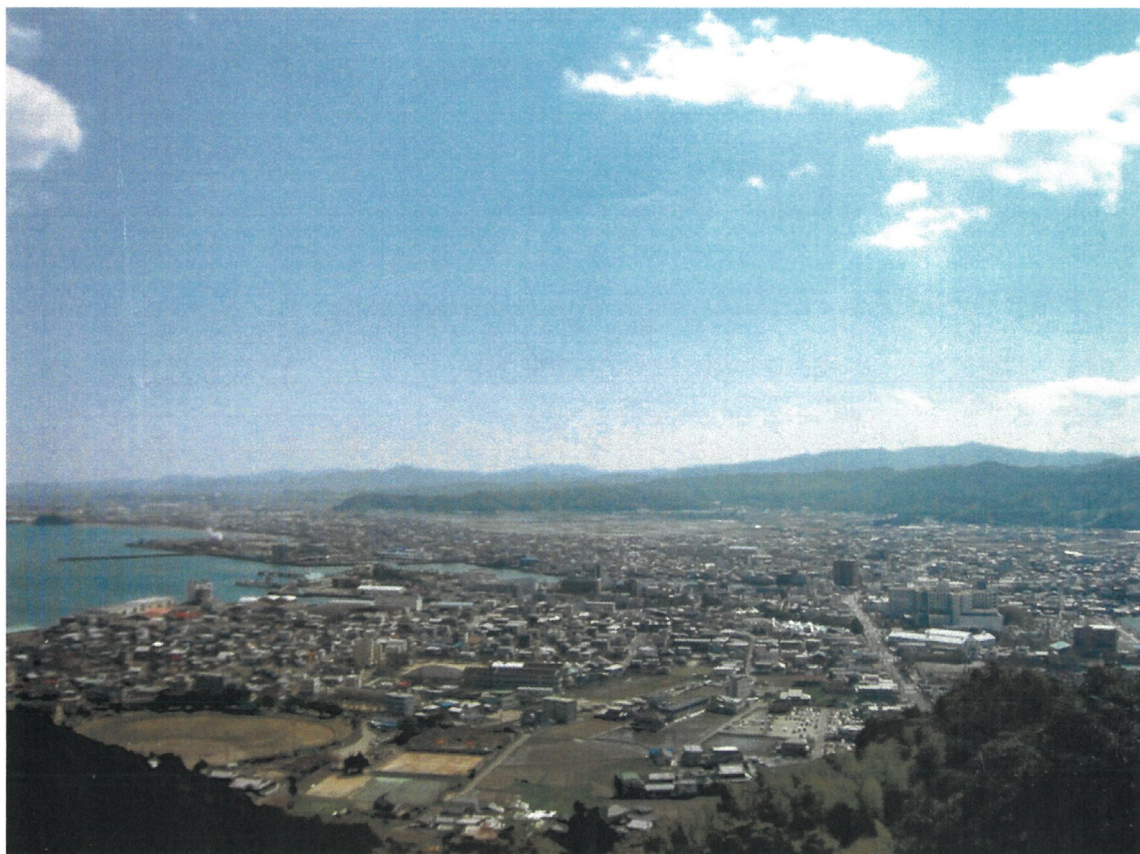


小松島市耐震改修促進計画



平成 20 年 3 月
(平成 26 年 3 月改定)
(平成 30 年 3 月改定)
(令和 3 年 3 月改定)
(令和 4 年 3 月改定)

小松島市

小松島市耐震改修促進計画 目次

1	計画の策定にあたって	1
	(1) 策定の目的	1
	(2) これまでの経緯	1
	(3) 本計画の位置づけ	2
	(4) 用語の定義	13
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	14
	(1) 想定される南海トラフ地震、中央構造線・活断層地震の規模、想定される被害の状況	14
	(2) 耐震化の基本方針	17
	(3) 耐震化の現状と目標設定	18
	(4) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	21
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	22
	(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	22
	(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	23
	(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	25
	(4) 地震時等の総合的な安全対策	25
	(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	27
	(6) 重点的に耐震化すべき区域の設定	27
4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	28
	(1) ハザードマップの作成・公表	28
	(2) 相談体制の整備・情報の充実	28
	(3) パンフレットの作成とその活用	28
	(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	28
	(5) 地域住民等との連携による啓発活動	28
	(6) 地震保険の加入促進	29
5	特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等について	29
6	課題等について	31
	(1) 避難路の指定と安全対策の充実	31
	(2) 総合的な防災まちづくりの展開に向けた現況の把握と施策の体系的な実施	31
	(3) フォローアップ調査	31
	(4) 関係団体との連携	31
	(5) 庁内協議会の運営	32

小松島市耐震改修促進計画

1. 計画の策定にあたって

(1) 策定の目的

小松島市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)第 6 条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定をするものである。

(2) これまでの経緯

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、いわゆる新耐震基準に適合していない建物であった。その教訓を踏まえて、耐震改修促進法が制定された。

その後、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあり、また、東海地震や東南海・南海地震について発生の切迫性が指摘され、地震が発生すると被害が甚大なものになると想定されている。

このような中、国の中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、建築物の耐震改修等を推進するために、同法が平成 18 年 1 月に改正され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになった。

「耐震改修促進法(平成 18 年改正)」の概要

- ① 国民には建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が使用する建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要がある。
- ② 国土交通大臣が基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的な耐震化を促進する。
- ③ 優先的に耐震化を促進すべき建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表する。
- ④ 建築物の耐震改修の計画の認定に関する規定を定め、基準に適合し、認定された計画に基づく耐震改修工事に対しては、建築基準法の耐震関係規定以外の既存不適格事項についての規定を適用しない。
- ⑤ 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供などを実施する。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を受け、また、今後 30 年以内に 70～80%の確率で起こるとされる南海トラフ地震に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 5 月に同法が改正され、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなった。

(3) 本計画の位置づけ

1) 目的

平成 18 年 1 月の法の改正において、国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めたことにより、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的施策の方向性等が示された。本市においても、国、徳島県(以下「県」という。)と連携しつつ、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進するものとして本計画を位置づけることとした。本計画を策定するに当たっては、市内の住宅・建築物の耐震化の現状を分析し、現状に応じた耐震診断・改修に係る施策を計画的に進めるためのあり方を検討する。

なお、本計画は、国の基本方針及び県の「徳島県耐震改修促進計画」を勘案して策定している。

また、改正耐震改修促進法に基づき、国が定めた基本方針では以下のような項目が示されている。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

(1) 基本的事項

- 国、地方公共団体、所有者等の役割分担(所有者等が自ら取り組む)
- 公共建築物の耐震化の促進
- 法に基づく指導等の実施(特定建築物への指導等、避難路等の指定)
- 所有者等の費用負担の軽減等(助成制度の整備、税制の普及)
- 相談体制の整備及び情報提供の充実(相談窓口の設置)
- 専門家・事業者の育成及び技術開発
- 地域における取組の推進(地域に根ざした専門家・事業者、地域での取組)
- その他の地震時の安全対策(ブロック塀、落下防止、エレベーター閉じ込め防止)

(2) 目標の設定 (県)

- ・住宅:「死者ゼロ」
- ・特定建築物:「早急の耐震化」

平成 25 年 5 月の耐震改修促進法改正や当初計画策定以降の耐震化の取組や状況の変化を受け、令和 3 年 7 月に「徳島県耐震改修促進計画」を改定したことから、本市においても、県の計画との整合性を図りつつ本計画の内容を見直し、さらなる耐震化の促進を図ることとする。

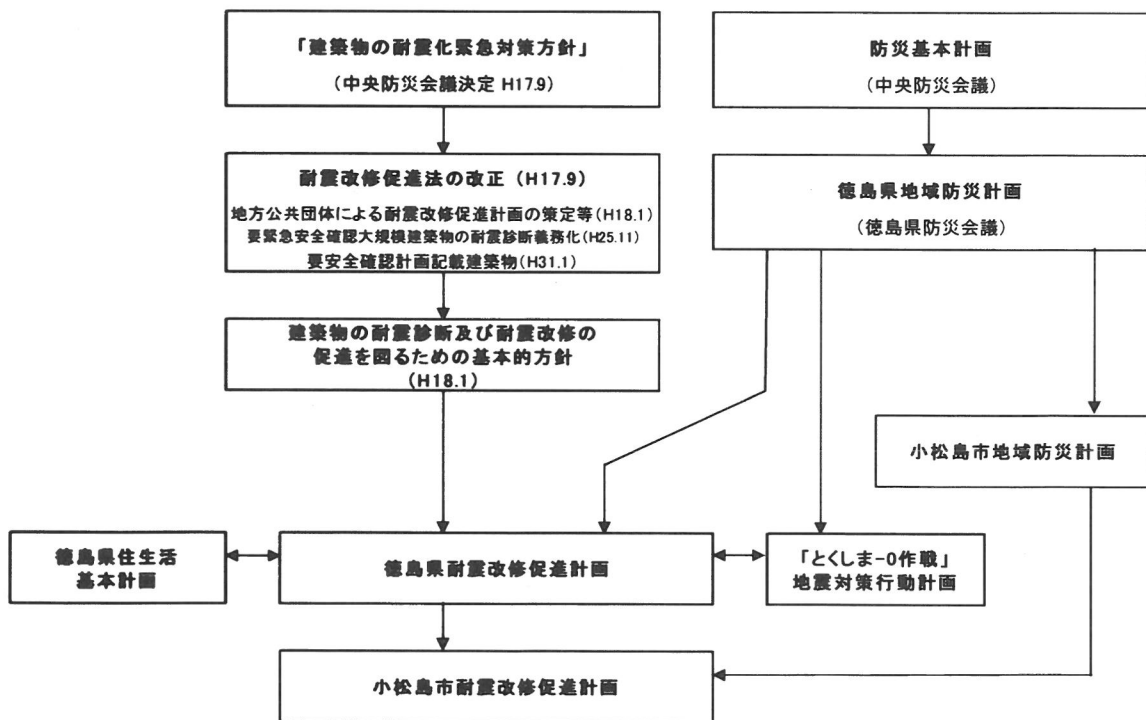
2) 計画の期間

本計画は、既存建築物の耐震性を向上させることにより、市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを目指すもので、必要に応じて適宜、本計画を改定するものとする。

3) 小松島市耐震改修促進計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第 6 条の規定に基づき策定し、徳島県耐震改修促進計画、小松島市地域防災計画と整合性のある計画とする。

耐震改修促進計画の位置付け



4) 計画の対象

当計画が対象としているのは、次の住宅・建築物の内、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現在の建築基準法等の耐震関係規定(新耐震基準)に適合していないものを基本とする。これは、阪神・淡路大震災の事例で、新耐震基準に適合していない住宅・建築物に多くの被害が見られたからである。

「計画の対象と内容」

- ① 住宅 市民の生命・財産を守るという観点から、すべての住宅を対象として耐震化を促進し、被害を軽減する「減災化」を目標とした施策も取り入れ「死者ゼロ」を目指す。
- ② 特定建築物 耐震改修促進法で定められた以下の特定建築物(特定既存耐震不適格建築物)について、耐震化を促進する。
 - 1. 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、事務所、社会福祉施設、賃貸共同住宅、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの
 - 2. 一定数量以上の火薬類、石油類、その他危険物の貯蔵場、処理場
 - 3. 県の耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路や避難路などを閉塞させる恐れがある建築物(④参照)
- ③ 市有建築物 小松島市の公共建築物は、地震時に防災活動拠点として重要な役割を果たす施設や災害時要配慮者、不特定多数の市民が利用する施設を耐震化する。
- ④ 緊急輸送道路や避難路などを閉塞させる恐れがある建築物(p5)

「小松島市地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路」

(1) 第1次緊急輸送道路

令和2年10月現在

路線名	区間
四国横断自動車道	※ 徳島東IC（仮称）～阿南IC（仮称）＜事業中＞
国道55号 阿南道路	※ 国道55号（小松島市）～国道55号（阿南市）＜事業中＞
国道55号	※ 徳島市～海部郡海陽町 高知県境
徳島上那賀線	* 徳島小松島線（小松島市）～国道55号（小松島市）
小松島港線	* 全線（小松島市）＜事業中＞
徳島小松島線	* 徳島上那賀線（小松島市）～小松島港線（小松島市）
大林津乃峰線	* 全線（小松島市から阿南市）
和田島赤石線	* 小松島飛行場～大京原今津浦和田津線（小松島市）
大京原今津浦和田津線	* 坂野羽ノ浦線（小松島市）～和田島赤石線（小松島市）
坂野羽ノ浦線	* 大京原今津浦和田津線（小松島市）～国道55号（小松島市）
赤石ふ頭線	* 臨港道路（大京原今津浦和田津線～臨港道路赤石東ふ頭線）
赤石東ふ頭線	* 臨港道路全線（小松島市）

(2) 第2次緊急輸送道路

令和2年10月現在

路線名	区間
徳島上那賀線	* 国道55号（小松島市）～上勝町役場
小松島佐那河内線	* 小松島港線（小松島市）～国道55号（小松島市）
徳島小松島線	* 徳島環状線（徳島市）～徳島上那賀線（小松島市）
小松島港南小松島停車場線	* 徳島小松島線（小松島市）～幹線南小松島田浦線（小松島市）
花園日開野線	* 国道55号（小松島市）～小松島佐那河内線（小松島市）
幹線南小松島田浦線（小松島市）	○ 小松島港南小松島停車場線（小松島市）～ 小松島佐那河内線（小松島市）

(3) 第3次緊急輸送道路

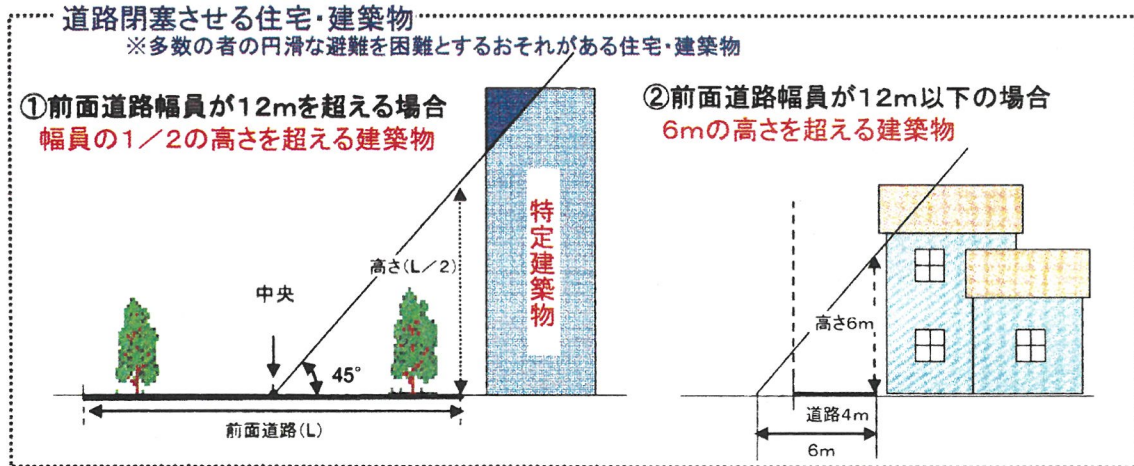
令和2年10月現在

路線名	区間
勝浦佐那河内線	* 小松島佐那河内線（小松島市）～国道438号（佐那河内村）
小松島佐那河内線	* 徳島上那賀線（小松島市）～勝浦佐那河内線（佐那河内村）
徳島小松島線	* 小松島港線（小松島市）～国道55号（小松島市）
和田島赤石線	* 大京原今津浦和田津線（小松島市）～徳島小松島線（小松島市）

注）区間の※表示は国の直轄管理道路、*表示は県管理道路、○表示は本市管理道路を示す。

「道路閉塞させる住宅・建築物」

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物)



「通行障害既存耐震不適格建築物」

徳島県耐震改修促進計画においては、

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づき、地震時に通行を確保すべき避難路として、徳島県地域防災計画(令和2年10月)において定められた「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」を指定し、その沿道の「通行障害既存耐震不適格建築物」の耐震化を図り…

とされていることから、本市においても県と連携して、これら沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を進める。

「要安全確認計画記載建築物」

徳島県耐震改修促進計画に記載された、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務化する路線の内、小松島市に関する部分は以下のとおり。

国道55号(小松島市内は江田町～大林町)
大林町(県道130号線大林津乃峰線を一部含む)

「公共避難所一覧」

小松島地区

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 小松島小学校 | 神田瀬町 2-63 |
| 2. 小松島公民館 | 神田瀬町 2-63 |
| 3. 小松島中学校 | 日開野町字弥三次3-1 |

南小松島地区

- | | |
|------------------|------------|
| 4. 南小松島小学校 | 小松島町字高須 36 |
| 5. 小松島総合福祉センター | 横須町 11-7 |
| 6. コミュニティ金磯会館 | 金磯町 7-1 |
| 7. 中央会館 | 松島町 5-6 |
| 8. 南小松島公民館 | 松島町 1-21 |
| 9. (旧) 勤労者青少年ホーム | 南小松島町 1-16 |

北小松島地区

- | | |
|----------------------|---------------|
| 10. 北小松島小学校 | 中田町字浜田 33 |
| 11. 北小松島公民館 | 小松島町字北浜 80 |
| 12. 元根井漁村センター | 小松島町根井 33-3 |
| 13. 保健センター・サウナハウスホール | 小松島字新港 9-10 |
| 14. 生涯学習センター市立図書館 | 小松島町字新港 29-11 |

千代地区

- | | |
|-------------------|---------------|
| 15. 世代交流健康センター | 中郷町字桜馬場 37 |
| 16. 千代小学校 | 中田町奥林 29 |
| 17. 泰地総合センター | 中郷町字桜馬場 103-1 |
| 18. 小松島厚生福祉解放センター | 中郷町字加藤 18-1 |

児安地区

- | | |
|-------------------|------------|
| 19. 児安小学校 | 田浦町字近里 27 |
| 20. 田浦地区コミュニティ集会所 | 田浦町中村 16-5 |
| 21. 児安公民館 | 田浦町字近里 9-1 |
| 22. 新居見老人いこいの家 | 新見町字山路 33 |

芝田地区

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 23. 芝田小学校 | 田野町字中須 45 |
| 24. 芝田多目的研修センター | 田野町西居屋敷 107-3 |
| 25. 小松島老人憩いの家
(芝田公民館) | 田野町字月の輪 78-7 |

立江地区

- | | |
|-------------------|---------------|
| 26. 立江小学校 | 立江町字松本 34-3 |
| 27. 立江体育館(旧立江中学校) | 立江町字鍋寺 36 |
| 28. ふれあいセンター立江 | 立江町字黒岩 78-1 |
| 29. 小松島市立体育館 | 立江町字赤石 74-2 |
| 30. 小松島市立武道館 | 立江町字赤石 74-2 |
| 31. 立江公民館 | 立江町字清水 184-1 |
| 32. しらさぎ浄園 | 立江町字大田ノ浦 67-1 |
| 33. 小松島南中学校 | 立江町字赤石 78-2 |

櫛淵地区

- | | |
|-------------------|-------------|
| 34. 櫛淵小学校 | 櫛淵町字北佃 45 |
| 35. 櫛淵地区コミュニティ集会所 | 櫛淵町字萱原 92-1 |
| 36. 喰味谷老人ルーム | 櫛淵町字喰味谷 101 |
| 37. 櫛淵教育集会所 | 櫛淵町字関免 5-5 |
| 38. 櫛淵公民館 | 櫛淵町字北佃 41 |

坂野地区

- | | |
|-------------------|-------------|
| 39. 坂野小学校 | 坂野町字根上り 6-1 |
| 40. 坂野体育館(旧坂野中学校) | 坂野町字根上り 37 |
| 41. 目佐厚生福祉解放センター | 坂野町字目佐 101 |
| 42. 坂野公民館 | 坂野町字平田 24-2 |
| 43. 目佐老人ルーム | 坂野町目佐 83-1 |

和田島地区

- | | |
|---------------------|----------------|
| 44. 和田島小学校 | 和田島町字山のはな 8 |
| 45. 和田島公民館 | 和田島町字明神北 129 |
| 46. 和田島保育所 | 和田島町字明神北 131-2 |
| 47. コミュニティ交流センターみさき | 和田島町字遠見 73-11 |

新開地区

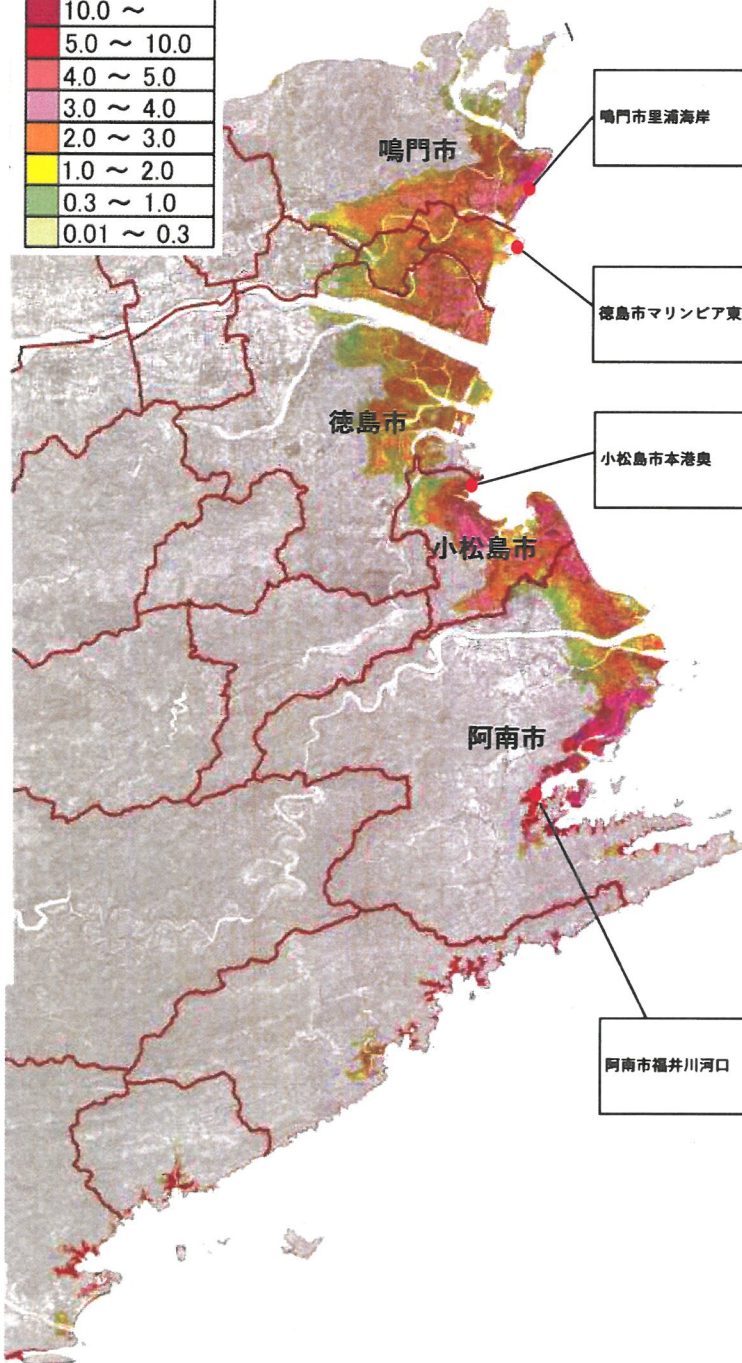
- | | |
|--------------------|-----------|
| 48. 新開小学校 | 大林町字中筋 37 |
| 49. コミュニティセンター新開会館 | 赤石町 6-60 |

津波浸水想定

浸水深(m)

10.0 ~
5.0 ~ 10.0
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

* 津波影響開始時間及び最大波到達時間



鳴門市里浦海岸	津波影響開始時間	最大波		
	- 2 0 cm(分)	到達時間(分)	津波水位(T.P.m)	備考
	19	64	6.0	第1波

徳島市マリニピア東端	津波影響開始時間	最大波		
	- 2 0 cm(分)	到達時間(分)	津波水位(T.P.m)	備考
	25	53	5.0	第1波

小松島市本港奥	津波影響開始時間	最大波		
	- 2 0 cm(分)	到達時間(分)	津波水位(T.P.m)	備考
	27	201	5.5	第6波

阿南市福井川河口	津波影響開始時間	最大波		
	+ 2 0 cm(分)	到達時間(分)	津波水位(T.P.m)	備考
	19	97	8.2	第2波

公共津波一時避難所

小松島地区

小松島小学校	神田瀬町 2-63
小松島中学校	日開野町字弥三次 3-1
市営住宅加藤南団地(1, 2)	小松島町字菖蒲田 18-2

南小松島地区

小松島市役所屋上	横須町 1-1
南小松島小学校	小松島町字高須 36
中央会館	松島町 5-6
(旧)勤労青少年ホーム	南小松島町 1-16
小松島市総合福祉センター	横須町 11-7
金磯南雨水ポンプ場	金磯町字土手町地内

北小松島地区

生涯学習センター・市立図書館	小松島町字新港 29-11
北小松島小学校	中田町字浜田 33
みなと高等学園	中田町字新開 28-1
小松島市総合コミュニティーセンター	小松島町字新港 36-24
市営住宅日峰団地(1~5)	中田町字脇谷 3-2

千代地区

千代小学校	中田町字奥林 29
市営住宅豊ノ本団地(2~9)	中郷町字豊ノ本 93-1
市営住宅加藤団地(3~5)	中郷町字加藤 7-1
市営住宅加藤西団地(1~6)	中郷町字加藤 126-1
小松島厚生福祉解放センター	中郷町字加藤 18-1
泰地総合センター	中郷町字桜馬場 103-1

児安地区

児安小学校	田浦町字近里 27
田浦地区コミュニティ集会所	田浦町字中村 16-5

芝田地区

芝田小学校	田野町字中須 45
市営住宅旗山団地	芝生町字西居屋敷 186-1
小松島市葬斎場	田野町字赤石北 64 番 1

立江地区

立江小学校

立江町字松本 34-3

小松島南中学校

立江町字赤石 78-2

しらさぎ浄園

立江町字大田ノ浦 67-1

櫛淵地区

櫛淵小学校

櫛淵町字北佃 45

喰味谷老人ルーム

櫛淵町字喰味谷 101

櫛淵湯谷集会所

櫛淵町字湯谷 52

坂野地区

坂野小学校

坂野町字根上り 6-1

市営住宅太郎丸団地(1~7)

坂野町字太郎丸 5

目佐厚生福祉解放センター

坂野町字目佐 101

和田島地区

和田島小学校

和田島町字山のはな 8

和田島公民館

和田島町字明神北 129

市営住宅和田島団地(1~12)

和田島町字明神東 6-1

徳島小松島港赤石地区津波避難タワー

和田津開町字北 401

新開地区

新開小学校

大林町字中津 37

(4) 用語の定義

本計画で使用する、主な用語の定義は以下の通り。

- 「耐震改修促進法」:** 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の略称
- 「耐震診断」:** 建築物の地震に対する安全性を評価すること
- 「耐震改修」:** 建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすること
- 「所管行政庁」:** 建築主事を置く市町の区域においては当該市町の長を言い、その他の市町の区域においては知事を言う。
- 「新耐震基準」:** 昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された現行の耐震基準
- 「旧耐震基準」:** 昭和 56 年 6 月 1 日に施行された「新耐震基準」より前の耐震基準
- 「特定建築物」:** 法第 6 条に基づく建築物であり、以下に掲げる建築物のうち現行の耐震基準に適合しない建築物(主に旧耐震基準の建築物)
- 一 多数の者が利用するなど一定の用途(学校、病院、百貨店、事務所など)で一定の規模以上の建築物(以下、「一号特定建築物」という。)
 - 二 火薬類、石油類など一定の数量以上のものの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(以下、「二号特定建築物」という。)
 - 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な移動を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物(以下、「三号特定建築物」という。)
- 「多数の者が利用する建築物」:** 現行の耐震基準に適合しているか否かにかかわらず、用途と規模が「一号特定建築物」「二号特定建築物」に該当する建築物(※耐震改修促進計画において特定建築物の耐震化率の目標値の対象となる建築物である。)

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される南海トラフ地震、中央構造線・活断層地震の規模、想定される被害の状況

ア 地震の規模

・ 南海トラフ地震

「徳島県耐震改修促進計画」（令和3年7月）によれば、『南海トラフ地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

イ 地震規模と発生確率

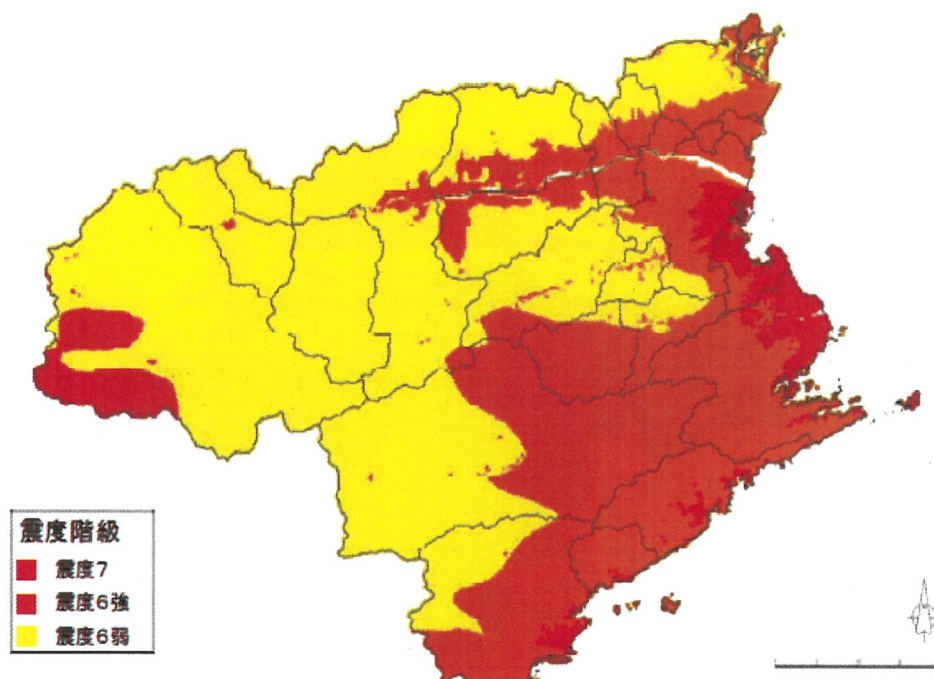
『南海トラフ地震』の地震規模と発生確率は、政府の地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生率 30年以内
南海トラフの地震	M8～M9クラス	70%～80%

表2-1-2：南海トラフ地震規模と発生確率
(活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和3年1月1日)による)

想定される被害の状況

『南海トラフ地震』のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する『南海トラフ巨大地震』における震度分布の想定は次のとおりで、県内の震度は全域で震度6弱から震度7と予測されています。



・人的被害

表-1 要因別人的被害予測結果概数(南海トラフ巨大地震)

〔資料：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)〕より

季節時刻	要因	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外広告物	合計
冬深夜	死者	410	※	4,500	20	0	4,930
	負傷者	1,300	※	※	90	※	1,390
	うち重傷者	600	※	※	30	※	630
夏12時	死者	240	※	3,100	20	※	3,360
	負傷者	910	※	※	90	40	1,040
	うち重傷者	370	※	※	30	10	410
冬18時	死者	290	※	3,200	40	※	3,530
	負傷者	950	※	※	140	90	1,180
	うち重傷者	410	※	※	40	30	480

・建築物被害

表-2 要因別建物被害棟数(南海トラフ巨大地震)

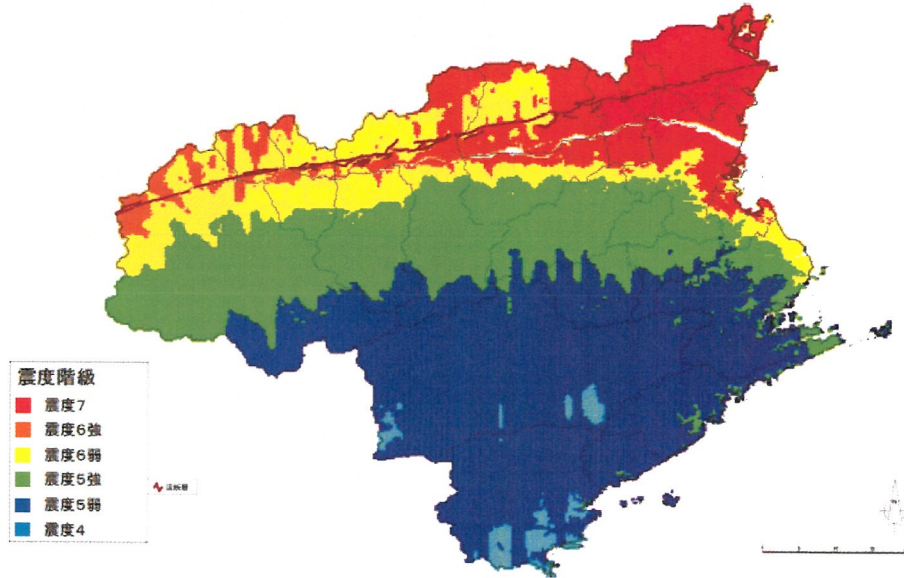
〔資料：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)〕より

	揺れ	液状化	急傾斜	津波	火災 冬深夜	火災 夏12時	火災 冬18時
全壊	6,400	30	※	5,600	170	270	370
半壊	1,400	310	10	1,000	—	—	—

・中央構造線・活断層地震

国内最大級の活断層である『中央構造線断層帯』を震源とする直下型地震で、長い年月をかけて大陸プレートにたまった「ひずみ」が限界に達したとき、プレート表面付近の岩盤が壊れて、ずれ動くことで活断層地震が発生します。

発生確率は低いとされていますが、「熊本地震(H28)」や「鳥取県中部地震(H28)」、「大阪府北部地震(H30)」と、近年、断層型の地震が相次いで発生しているため、活断層地震への備えも必要とされています。



・人的被害

表-3 要因別人的被害予測結果概数(中央構造線・活断層地震)

〔資料：中央構造線・活断層地震被害想定より〕

季節時刻	要因	揺れ	急傾斜	火災	ブロック 塼・自動販 売機転倒、 屋外広告物	合計
冬 深夜	死者	80	※	※	※	80
	負傷者	700	※	※	※	700
	うち重傷者	110	※	※	※	110
夏 12時	死者	50	※	※	※	50
	負傷者	430	※	※	20	450
	うち重傷者	60	※	※	※	60
冬 18時	死者	60	※	40	※	100
	負傷者	480	※	50	40	570
	うち重傷者	70	※	10	10	90

・建築物被害

表-4 要因別建物被害棟数(中央構造線・活断層地震)

〔資料：中央構造線・活断層地震被害想定より〕

	揺れ	液状化	急傾斜	火災 冬深夜	火災 夏12時	火災 冬18時
全壊	1,200	30	※	※	※	1,100
半壊	3,000	840	10	—	—	—

(2) 耐震化の基本方針

ア 基本方針

本計画実施に当たっては、住宅・建築物耐震改修等事業の積極的な活用を図るとともに、小松島市及び徳島県建築関係団体、建築物の所有者等との連携と協力のもと、積極的に建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るものとする。

特に、小松島市は、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図り、耐震・耐火性を保つため、建物の点検・整備を強化する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化を図るべく、防災対策等の周知徹底を努めていく。

イ 耐震化率

耐震化率については、耐震改修促進法第 4 条に基づく、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号、以下「国の基本方針」という。)に基づき、目標を定めるものとする。

なお、現状の公共建築物において耐震補強を要する建築物については、耐震化率 100%となるよう取り組む。

ウ 重点的に耐震化すべき建築物

地域防災計画において、応急医療救援活動や食料、生活必需品の配給、災害情報の提供など災害時に活動拠点の役割を担う建築物は、災害発生時でも的確に機能することが基本とされている。また、災害要援護者が多数利用する公共施設においては、円滑に避難できることが不可欠となる。

このような観点から、①公共施設の耐震化、②不特定多数の人が利用する施設の耐震化、③閉塞を防ぐべき道路の指定及び沿道建物の耐震化について、早期かつ重点的に進めていくものとする。

(3) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

・住宅の耐震化の現状

平成30年土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表-5のとおり、居住世帯のある住居15,260戸の内、耐震性がある住宅は12,313戸で耐震化率80.7%である。

・目標

地震発生時の被害を軽減するためには、住宅の耐震化に引き続き取り組んでいく必要がありますが、各世帯における様々な事情から耐震化が実施できない状況も浮彫となってきた。

こうしたことから、本市においても、耐震化において費用負担が大きいこと、又高齢化が進んでいる現実を踏まえ、今回の改定にあたっては、家具固定や間取りの工夫等によって負担の少ない対策で命を守る「減災化」の視点も取り入れ、地震発生時における「死者ゼロ」を新たな目標に取組を推進していく。

表-5 住宅の耐震化の現状（単位：戸）

	住宅総数 (A)	旧耐震（S55以前）の住宅数		新耐震（S56以降） の住宅数 (D)	耐震性ありの住 宅数 (E=C+D)	耐震化率 (%) (E/A)
		うち耐震性なし (B)	うち耐震性あり (C)			
戸建住宅	12,110	4,224		7,886	9,442	78.0%
		2,668				
		1,556				
共同住宅等	3,150	968		2,182	2,871	91.1%
		279				
		689				
合計	15,260	5,192		10,068	12,313	80.7%
		2,947				
		2,245				

（平成30年住宅・土地統計調査により推計）

表-6 木造住宅耐震化促進事業の実績

年 度	耐震診断		耐震改修	
	診断結果	件数	本格・安安・シェルター	住替え
平 成 29	1.0以上	1		
	0.7以上			
	0.7以下	32	12(本)+1(安)+1(シエ)	7
	小計	33	14	7
平 成 30	1.0以上	1		
	0.7以上			
	0.7以下	42	13(本)	4
	小計	43	13	4
平 成 31	1.0以上			
	0.7以上			
	0.7以下	20	10(本)+1(安)	3
	小計	20	11	3
令 和 2	1.0以上			
	0.7以上	1		
	0.7以下	27	9(本)+1(シエ)	8
	小計	28	10	8
	合計	124	48	22

※ 平成 16 年度から木造住宅耐震化促進事業を継続的に実施した結果、令和 2 年度末までの 17 年間に耐震診断を行った木造住宅の累計は 815 件、この内、151 件(住替え支援を含む)が耐震改修等の施工を終えている。

4 特定建築物

特定建築物の実態調査(表-7、令和 3 年 3 月末現在)によれば、多数のものが利用する特定建築物の耐震化率は 68.61%であり、この内災害時の拠点となる公共の特定建築物の耐震化率は 88.10%である。

南海トラフ地震、中央構造線・活断層地震による人的被害や経済被害額を半減させるには、被災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があることから、多数のものが利用する特定建築物の耐震化を、官民間問わず早急な耐震化を目指します。

表-7 特定建築物の耐震化の現状（令和3年3月末時点）

用途	特定建築物の規模要件	小松島市		
		棟数	耐震性有り 1981年 以前	耐震化 率 (%)
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（小学校等）	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	17	9	8 100.00%
		公共 17	9	8
		民間 0	0	0
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2	1	1 100.00%
		公共 2	1	1
		民間 0	0	0
病院・診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	12	0	12 100.00%
		公共 0	0	0
		民間 12	0	12
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2	0	1 50.00%
		公共 2	0	1
		民間 0	0	0
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	4	2	2 100.00%
		公共 4	2	2
		民間 0	0	0
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	8	0	5 62.50%
		公共 1	0	1
		民間 7	0	4
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	3	0	3 100.00%
		公共 0	0	0
		民間 3	0	3
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	26	0	14 53.85%
		公共 9	0	5 55.56%
		民間 17	0	9 52.94%
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	5	1	1 40.00%
		公共 0	0	0
		民間 5	1	1
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	3	0	2 66.67%
		公共 0	0	0
		民間 3	0	2
幼稚園・保育所	階数2以上かつ500㎡以上	4	2	2 100.00%
		公共 2	2	0
		民間 2	0	2
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	1	0	1 100.00%
		公共 1	0	1
		民間 0	0	0
工場	階数3以上かつ1,000㎡以上	1	0	1 25.00%
		公共 0	0	0
		民間 1	0	1
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定多数の者が利用するものに限る）	階数3以上かつ1,000㎡以上	4	2	2 100.00%
		公共 4	2	2
		-	0	0
合 計		95	17	55 75.79%
公共		12	16	21 88.10%
民間		53	1	34 66.04%
法第6条第2号建築物 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	12	2	20 52.38%
		公共 0	0	0
		民間 12	2	20
総 計		137	19	75 68.61%
公共		12	16	21 88.10%
民間		95	3	54 60.00%

(4) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

学校・庁舎など市が所有する公共建築物を

- (1) 被災時の災害対策拠点となる建築物
- (2) 多数の市民などが使用する建築物
 - ① 避難施設に指定されている建築物
 - ② その他多数の市民が使用する建築物
- (3) 市営住宅
- (4) その他の建築物

と分類し、建物用途・建築年度・立地条件など考慮して選定を行い、優先順位をつけ耐震化の目標年度を位置づける。耐震化の実施方法としては、耐震補強、建て替え、解体などとする。

「市有建築物の分類別優先順位の設定」

前記分類された市有建築物の中でも用途別や規模など検討の上優先順位を設定する。

〈優先順位Ⅰ〉 …対象となる建築物

- (1) 被災時災害拠点となる建築物
 - (1)-1 (1)の特定建築物
 - (1)-2 (1)のその他の建築物
- (2) 多数の市民が使用する建築物
 - (2)-1 ①の避難施設に指定されている特定建築物
 - (2)-2 ①の避難施設に指定されている建築物

〈優先順位Ⅱ〉 …対象となる建築物

- (2) 多数の市民が使用する建築物
 - ②のその他多数の市民が使用する建築物

〈優先順位Ⅲ〉 …対象となる建築物

- (3) 市営住宅

〈優先順位Ⅳ〉 …対象となる建築物

- (4) その他の建築物

これらの建築物について、災害復旧の拠点の観点から、より迅速な耐震化を図る必要があることから、耐震化率 100%となるよう引き続き取り組んでいく。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者などが、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市では、こうした所有者などの取り組みを出来る限り支援する観点から、所有者などにとって、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となる課題を解決することを基本的な取組方針とする。

1) 耐震化を促進するに当たっての課題

① 所有者自身の認識などに関する課題

- 住宅・建築物の所有者自身が、地震発生の可能性や地震による被害の大きさ、自ら使用する建築物の危険性、耐震化による救命効果などの認識不足であること。
- 自ら居住や利用していなかったり、将来の住み替えの可能性から耐震化への関心が低かったり、高齢者の場合の長期的な安全性の関心が低いこと。

② 耐震化に関する情報や支援体制の不足に関する課題

- 耐震化の必要性を認識していても情報不足により具体的対応方法が分からなかったり、相談体制や支援体制が不十分であること。

③ 耐震化に要する費用負担や労力に関する課題

- 後継者の不在を理由として費用負担の大きな「耐震化」を控える高齢者が多い
- 耐震化過程での問題(仮住まい、引っ越しなどの労力や費用)

2) 耐震化を促進するための基本的な取組方針

大地震から生命や財産を守るためには、住宅や建築物の所有者自らが主体となって耐震化に取り組む姿勢が基本となる。行政などは、地域特性や緊急性、公益性を十分に配慮しながら、適切な連携・役割分担の下に、情報提供、支援制度、環境整備等を行い、住宅・建築物の耐震化を効果的に促進する施策を行う。

「取組施策」

① 所有者等の主体的な取組を基本とした適切な役割分担による取組の推進

- 住宅・建築物の耐震化の主体は、所有者であるという基本認識に基づき、耐震化に関する普及・啓発活動や耐震化を支える環境整備等に力点を置き、所有者が自発的・主体的な取組を促進する。
- 行政を中心に、建築関係団体や地域の各種団体が適切な役割分担を行い、所有者の耐震化を支援(住民周知、支援制度等)する。

- 耐震化を促進する環境整備として、国・県と連携を取りながら、専門家の育成や総合相談体制の整備等につとめる。

② 緊急性や公益性に配慮した取組の推進

住宅・建築物の耐震化は、所有者等が主体的に取り組んでいくことが基本であるが、すべての所有者が直ちに耐震化に取り組める条件が整っているわけではなく、主体性にまかせるだけでは耐震化は進まない。

一方では、建築物の用途や立地条件により、所有者の意向に関わらず早急に耐震化する必要がある建築物がある。

そこで、建築物の用途や利用者の状況、災害時の果たす役割や倒壊によって起こる被害状況などを勘案しながら、緊急性や公益性に配慮し、優先的に耐震化を促進すべき建築物を支援する戦略的な取組をする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の耐震改修促進税制を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。具体的には、以下のとおりである。

① 木造住宅耐震化促進事業 (H26～改正)

「耐震診断」

- 対象建物： 平成 12 年 5 月 31 日以前に建設された木造住宅(併用住宅、共同住宅、長屋含む)
平屋または二階建て
- 費用： 40,800 円(個人負担 3,000 円)～戸建の場合
(国、県、市により 37,800 円負担)

② 耐震改修支援事業

耐震診断で「倒壊の可能性あり(評点 1.0 未満)」と診断された木造住宅の耐震性能を向上させる改修・補強工事

「耐震改修」

- 対象工事： 改修後の評点が 1.0 以上となる本格耐震改修工事
- 補助金： 耐震改修工事費の 4/5 を国、県、市により補助(最大 100 万円を補助)
- 市追加補助： 耐震改修工事費(125 万円を超える部分)及び一連のリフォーム工事費の合計額の 1/5 を市が上乗せ補助(補助金限度額 15 万円)
- その他： 適切な耐震改修が行われるよう耐震改修アドバイザーの派遣

③ 民間建築物耐震化支援事業(H20～)

「耐震診断」

- 対象建物： 一定の要件を満たす共同住宅及び建築物
費用： 耐震診断の「事業者負担 1/3、国 1/3、県 1/6、市 1/6」
※建物の条件により、㎡当たりの限度額がある。

「耐震改修」

- 対象建物： 一定の要件を満たし、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物
事業者負担： 耐震改修工事費の 77%
補助率・耐震改修工事費の 23%(国 11.5%、県 5.75%、市 5.75%)
※建物の条件により、㎡当たりの限度額がある。
その他： 緊急輸送道路沿道の場合は補助率のかさ上げがある

④ 老朽危険空き家等除却支援事業(H26～)

「建物除却」

- 対象建物： 倒壊すれば前面道路等を 1/2 以上閉塞し、避難等に支障をきたす恐れがある老朽化した危険な空き家等
補助金： 対象工事費の 4/5 を国、県、市により補助(最大 80 万円を補助)

⑤ 住宅耐震改修促進税制(H18～)

「所得税の特別控除制度」

- 対象： 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅で、令和 3 年 12 月 31 日(本計画を策定中に国で令和 5 年 12 月 31 日まで延長予定)までに評点 1.0 以上となる耐震改修工事を行った住宅の居住者
控除額： 耐震改修工事に要した費用の 10%相当額(25 万円を上限)を所得税から控除

「固定資産税の減額措置」

- 対象： 昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅で、令和 4 年 3 月 31 日までに評点 1.0 以上となる 50 万円を超える震改修工事を行った住宅
控除額： 翌年度分の固定資産税について 1/2 に減額(1 戸当たり 120 ㎡相当分までに限る)

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 広報活動等

県が進めている耐震改修事業の広報活動への協力を行う。

市のホームページにて地震や津波・洪水のハザードマップ等の防災情報を公開する。

イ 相談・紹介体制の整備

県で登録されている、木造住宅耐震化事業の木造住宅の耐震診断・相談を行う専門家「木造住宅耐震診断員」及び「耐震改修アドバイザー」を市の相談窓口で紹介する。

(4) 地震時等の総合的な安全対策

ア 地域危険度の周知

都市の防災性を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険性について正しく理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じておくことが重要となる。

このような観点から、地域の危険性に対する市民や事業者の意識啓発を図るための対応策が重要である。

イ 建築物の非構造部材等における事前対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害の状況から家具や非構造部材での被害があり、安全対策の必要性が改めて指摘されている。

市では県と連携し被害発生の恐れのある建物を把握するとともに、建物所有者などに必要な対策を講じるよう指導していく。

① 家具転倒防止

待避場所や避難経路の確保のため、なるべく家具を置かない安全スペース作っておくよう間取りの工夫をする。

家具の転倒による被害防止や避難経路の確保のため、家具の高さや向きを考えて配置したり、転倒防止器具の取り付けの周知を行っていく。

② 落下物対策

市では、地震が発生した際、ガラスの落下する恐れのある建築物や、既存建築物の外壁が直接道路などに落下する危険性がある建築物、大規模空間を有する建築物において天井部材が落下する危険性がある建築物の所有者などに対し、所管行政庁や関係団体と連携しながら、適切に対応していく。

③ ブロック塀倒壊防止

地震により老朽化若しくは基準に不適合なブロック塀は倒れると死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性がありブロック塀の倒壊防止対策は重要である。

県の死者ゼロを目指して策定された「とくしま-0 作戦」地震対策行動計画には災害に強いまちづくりの促進としてブロック塀対策を掲げている。

したがって、ブロック塀の倒壊による危険性や基準等について、ホームページへの掲載やパンフレットの配布を通じて市民に周知を図っていくよう努めていく。

また、ブロック塀等の安全確保に関する事業に関し、耐震改修促進法第 6 条第 2 項第 2 号に基づき、下記の道路及び通路を同事業の対象道路(避難路)として指定する。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路

イ 建築基準法第 43 条第 2 項の規定に適合する道路又は空き地

ウ 通学路等特にブロック塀等安全確保に関する対策の必要がある道路又は通路で、ア及びイと同等以上と認められるもの

④ エレベーターに対する安全対策

地震発生時にエレベーターに閉じこめられることが予想される。

このような観点から、市においては既設エレベーターに対する安全対策に係る情報提供や、市民・事業者からの相談には、関係機関を紹介する。

⑤ 被災建築物の応急危険度判定制度の普及・啓発

県や建築関係団体と協力して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかまた余震などによる二次災害に対して安全であるかの判定活動を行う被災建築物応急危険度判定の普及・啓発に努める。

⑥ 建築物の不燃化の推進

県と協力して、建築物の新築・増築時においては、消防法に基づく防火対策の指導を行うとともに、既存の建築物についても防火避難設備の改善指導を行う。

また、災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する市中心部や、避難場所・避難所、避難路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、準防火地域・防火地域の指定に努める。

⑦ 瓦屋根強風対策

本市においては、全域が基準風速(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号)が 36m/s とされ、また、台風の接近も多い地域であり、令和元年に大きな被害を出した房総半島台風に見られるような、大きな被害を受けることも考えられる。よって、強

風等による屋根瓦の飛散などの建築物の屋根被害の軽減を図るため小松島市全域を対象に、国の社会資本整備総合交付金住宅・建築物安全ストック形成事業を利用した瓦屋根強風対策支援事業を実施し、屋根瓦の安全性の確保・向上に努めていく。

リ地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、判定実施本部等を設置し、応急危険度判定を実施するとともに、不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築防災協会)に基づき、家屋の応急復旧を行うよう指導する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

(公共建築物)

- 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物。
- 多数の者が常時利用する小中学校校舎、幼稚園、保育園
- 市営住宅

(民間建築物)

- 耐震改修促進法の特定建築物
- 木造住宅

(6) 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- 徳島県耐震改修促進計画による「地震発生時に通行を確保すべき道路等」の沿道。
- 木造住宅が密集している地区

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハートマップの作成・公表

本市では、小松島市防災ハートマップ（推定震度分布図、避難場所・防災関係機関等記載）を作成しており、住民への全戸配布又は主要拠点に掲示するなど、防災情報の周知に努めている。

なお、県では、住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、ハートマップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握し、公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行うこととしています。

また、広域的な観点からの調整や技術的な支援を行うとともに、浸水想定や避難所などの様々な情報をまとめた防災・減災マップをホームページで公開している。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

市では、住宅課を相談窓口として耐震診断・改修の申し込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの相談に応じている。また、徳島県県土整備部住宅課建築指導室においても随時相談を受けている。なお、(社)徳島県建築士事務所協会においては建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的に開催している。各相談窓口では、耐震診断・改修やそれに伴う支援制度の紹介など行う。

(3) パンフレットの作成とその活用

市では、ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行っているが、市民の更なる向上を目指し、啓発パンフレットの配布等の周知活動を行う。

また、防災訓練、各種行事やイベントの機会をとらえ、予想される南海トラフ地震の被害状況や住宅の耐震診断・耐震補強や家具の固定の必要性などについて説明し、住宅などの建築物の耐震改修の普及を図る。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

各種の相談会等でリフォームにあわせて耐震改修の啓発を行っており、今後もこのような取り組みを継続的に行っていく。また、耐震改修と住宅リフォームをリンクした助成制度を拡充し、市民の住宅耐震化促進意欲の向上を図る。

(5) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市においては、地域防災計画の中で「自主防災組織育成計画」を行っており、既存のコミュニティ単位である自治会、町内会等ごとに結成するこ

ととしている。

市は、自主防災組織育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて育成の促進を行っている。また、リーダー養成のための研修会や資・機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めている。そして、市内の自主防災組織の連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるなど組織間の連携体制の強化に努める。

また、自主防災組織等に対して、自主防災組織の訓練・活動とともに耐震診断又は耐震改修の啓発のための講座開催などを行っていく。

(6) 地震保険の加入促進

地震保険への加入率は、市民の地震に対する考え方及び地震に対する備えを数値化したものと考えることが出来る。

災害時倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額なものとなり、各自が地震保険に加入することは、各自の財産を守ることは勿論であるが、地震に対する意識の向上を図る上で重要と考える。

よって、地震保険の情報を市民に広く知らせることとする。

5. 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等について

耐震改修促進法に定める要安全確認計画記載建築物・特定既存耐震不適格建築物・既存耐震不適格建築物・要耐震改修認定建築物に対して、所管行政庁は、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言ができることとされ、特に、その倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める指示や公表ができることとなっている。

また、所管行政庁は、公表された建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合には、著しく保安上危険な建築物として、建築基準法による勧告や命令ができる。

本市は、この耐震改修促進計画による市内の耐震化を進めていく中で、徳島県耐震改修促進計画に示された、特定行政庁によるこれら指導・助言、指示、公表、勧告、命令の措置について、県と十分な連携を図っていくこととする。

表—7 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ホール、劇場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、園芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路副員の1/2超の高さの建築物(道路副員が12m以下の場合6m超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路副員の1/2超の高さの建築物(道路副員が12m以下の場合6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益場に必要な建築物で政令で定めるもの

※ 耐震診断義務付け対象は旧耐震基準による建築物のみ

6. 課題等について

(1) 避難路の指定と安全対策の充実

小松島市の地域防災計画では、津波からの避難対策としての避難場所・避難所の指定、及び避難路の指定・設定があるが、地震に対しての避難計画としては、避難場所・避難所の指定だけで、そこに至るまでの避難経路が設定されていない状況にある。(緊急輸送道路については県で設定済み。)地震時の総合的な安全対策では、避難場所・避難所の耐震化だけでなく、避難路沿道の建築物や周辺市街地の耐震化・不燃化を図ることなども重要である。震災へ対応という観点から、地域防災計画における避難路の指定と、それに応じた安全対策の充実が課題としてあげられる。

(2) 総合的な防災まちづくりの展開に向けた現況の把握と施策の体系的な実施

総合的な防災まちづくりの展開に向けて、防災ハザードマップには、避難場所・避難所、避難路などの情報のほか、揺れやすいことによる地域の危険度の表示に加えて、既成市街地・密集市街地、急傾斜地・地滑り地域、液状化の恐れなどの情報も加えてマップに表示し、総合的な防災ハザードマップが作成されている。この防災ハザードマップを活用し、地域別に優先順位を付けて耐震化を図っていく必要がある。

(3) フォローアップ調査

一定期間毎に耐震化の進捗状況についてフォローアップ調査を行い、計画の見直しを行っていく必要がある。ただし、現時点では、耐震化率のフォローアップ調査の方法が確立しておらず、今後、国や県の動向に注意しながら調査方法を確立していく必要がある。

(4) 関係団体との連携

本計画に掲げる施策の多くは、小松島市だけでなく、関係団体(国、県、建築関係団体等)との連携が不可欠であり、相互協力の下、事業の推進を図る必要がある。

「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」

- 会員構成： 県、市町村、(社)徳島県建築士会、(一社)徳島県建築士事務所協会
- 事業： 耐震化促進に関する施策の調整等に関すること
耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体制整備に関すること
建築物耐震技術者の養成に関すること
防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
情報収集に関すること

その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

「とくしま地震防災県民会議」

平成 24 年 3 月に示された「とくしま-0 作戦」地震対策行動計画に基づき設立され、県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地域防災啓発活動等を行い、県民運動を展開していく。

(5) 市内協議会の運営

市有建築物については、「重点的・優先的に耐震化すべき建築物」及び「その他の市有建築物」を対象に、市内関係課と連携・調整しながら、耐震診断・耐震改修を進めてきている。

「推進協議会の構成」

- 重点的・優先的に耐震化すべき市有建築物を管理する部署
- 建築担当部署
- 財政部署

総合的な地震防災対策も含め推進協議会においては、「避難路の指定」「既成市街地・密集市街地の指定」「防災ハザードマップの作成・充実」等について、今後も引き続き検討していくこととする。

